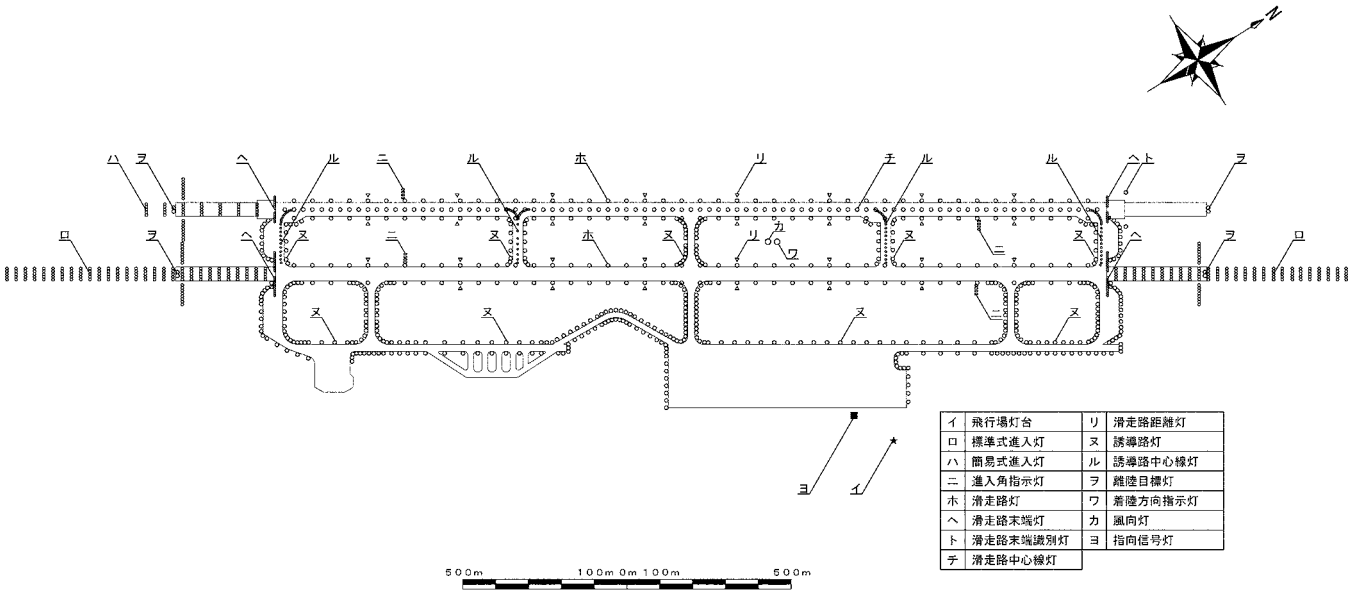
百里飛行場第一図



○近畿地方整備局告示第二百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
城陽市寺田今橋九四番五から木津川市市坂水一〇二九番一まで	前	BA	一〇・五〇～二〇・四〇	四五・〇〇～一七三・〇〇	一八・二二八メートル～一七・一六二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・五〇～二〇・四〇	四五・〇〇～一七三・〇〇	一八・二二八～一七・一六二	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○四国地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日　　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡四万十町平串字出雲四二九番三から同町平串字今宮田三一一番一まで	前	一四・二〇～七二・六〇メートル	〇〇・三七九キロメートル
	後	一七・一〇～六八・六〇	〇〇・三七九

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日　　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県高岡郡四万十町平串字出雲四二九番三から同町平串字障子田三四七番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月十二日